
令和6年度第2回
富津市国民健康保険事業運営協議会

令和6年7月31日(水)

市民部国民健康保険課

目 次

報告事項

- 1 令和5年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）について
..... 1～8
- 2 国民健康保険被保険者証の廃止に伴う被保険者証の返還に関する手続について
..... 9～10

報告事項

- 1 令和5年度富津市国民健康保険事業
特別会計決算（案）について

報告事項

令和5年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）
（歳入）

（単位：円、令和6年5月31日現在）

科 目	令和5年度 予算現額 （a）	令和5年度 決算額 （b）	差引 （b－a）	令和4年度 決算額 （c）	決算額比較 （b－c）	補足 説明	歳 入 の 項 目 説 明
1 款 国民健康保険税	948,073,000	952,451,113	4,378,113	990,256,504	△ 37,805,391	○	国民健康保険税は、県に納付する国民健康保険事業費納付金と、市国保単独事業を行うための財源となる。
一般被保険者分	947,736,000	952,428,844	4,692,844	989,658,603	△ 37,229,759		
現年分							
医療給付費分	595,331,000	597,971,278	2,640,278	641,787,425	△ 43,816,147		医療給付費分 国民健康保険事業費納付金の医療給付分と、特定健診等の費用など市国保単独事業の財源となる。
後期高齢者支援金分	202,997,000	203,692,491	695,491	186,592,704	17,099,787		
介護納付金分	75,725,000	73,744,491	△ 1,980,509	60,587,579	13,156,912		後期高齢者支援金分 国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金等分の財源となる。
滞納繰越分							
医療給付費分	51,879,000	53,340,303	1,461,303	70,486,467	△ 17,146,164		
後期高齢者支援金分	13,969,000	14,973,978	1,004,978	19,008,647	△ 4,034,669		介護納付金 国民健康保険事業費納付金の介護納付金分の財源となる。40歳以上64歳までの介護保険第2号被保険者に賦課する。
介護納付金分	7,835,000	8,706,303	871,303	11,195,781	△ 2,489,478		
退職被保険者分	337,000	22,269	△ 314,731	597,901	△ 575,632		
滞納繰越分							
医療給付費分	234,000	15,103	△ 218,897	403,088	△ 387,985		【決算徴収率】
後期高齢者支援金分	53,000	3,633	△ 49,367	98,256	△ 94,623		令和5年度（現年度分）93.99%（滞納繰越分）29.71%
介護納付金分	50,000	3,533	△ 46,467	96,557	△ 93,024		令和4年度（現年度分）94.36%（滞納繰越分）29.78%
2 款 使用料及び手数料	600,000	313,400	△ 286,600	345,850	△ 32,450		督促手数料は、1件50円
3 款 国庫支出金	137,000	101,000	△ 36,000	84,000	17,000		
国庫補助金	137,000	101,000	△ 36,000	84,000	17,000		災害臨時特例補助金とは、災害等に伴う保険税の減免及び療養の給付に係る一部負担金の減免の特例措置を実施した際に保険者の負担増額分が国から補助されるもの。
災害臨時特例補助金	100,000	24,000	△ 76,000	30,000	△ 6,000		【東日本大震災】補助率は7/10。残りの3/10に相当する額は特別調整交付金の交付対象
出産育児一時金臨時補助金	37,000	54,000	17,000	0	54,000		出産育児一時金の支給に関する費用の一部を国から補助されるもの。支給総額(540万円)÷50万円×5,000円(補助単価)
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	23,000	23,000	54,000	△ 31,000		オンライン資格確認の導入に伴う市のシステム改修費用を国から全額補助されるもの。
4 款 県支出金	4,091,365,000	3,746,305,411	△ 345,059,589	3,847,617,316	△ 101,311,905	○	
県負担金	4,091,365,000	3,746,305,411	△ 345,059,589	3,847,617,316	△ 101,311,905		
普通交付金	4,003,580,000	3,653,702,411	△ 349,877,589	3,746,881,316	△ 93,178,905	○	保険給付費にかかる費用に対して交付される交付金
特別交付金						○	医療費の適正化に向けた取組に対する支援として交付される保険者努力支援制度による交付金
保険者努力支援分	19,095,000	27,278,000	8,183,000	30,246,000	△ 2,968,000	○	特別調整交付金 保険者間での財政力の不均衡を調整するための交付金。国、県それぞれで交付分がある。
特別調整交付金（市町村分）	9,691,000	12,140,000	2,449,000	11,721,000	419,000		
県繰入金分（2号分）	39,453,000	34,981,000	△ 4,472,000	39,823,000	△ 4,842,000		
特定健康診査等負担金	16,538,000	15,935,000	△ 603,000	16,774,000	△ 839,000		市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の2/3を交付するもの。健診基本額の2/3が補助される。
特別調整交付金（君津中央病院企業団分）			0	71,000	△ 71,000		君津中央病院企業団に対する特別交付金で、企業団構成市4市が輪番により県に申請、収入し、同年度に同額を企業団に支出する。R4年度はR3年度の積算に係るもの。
健康増進事業費補助金	3,008,000	2,269,000	△ 739,000	2,101,000	168,000		健康増進法に基づく保健事業（特定健康診査に係るもの）に要する費用のうち、基本額の3分の2が補助される。
5 款 財産収入	30,000	5,509	△ 24,491	60,485	△ 54,976		国民健康保険基金の利子
6 款 繰入金	576,441,000	562,192,362	△ 14,248,638	521,460,244	40,732,118	○	一般会計および国民健康保険基金から繰入されるもの。
一般会計繰入金	441,156,000	432,192,362	△ 8,963,638	401,460,244	30,732,118		法令及び地方財政計画に基づいて一般会計から繰入されるもの。
保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	161,399,000	161,398,400	△ 600	139,397,600	22,000,800		低所得者の保険税軽減分等を補填する保険基盤安定繰入金
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	89,685,000	89,684,899	△ 101	85,689,849	3,995,050		低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税を軽減する保険基盤安定繰入金
未就学児均等割保険税繰入金	1,659,000	1,658,563	△ 437	1,715,072	△ 56,509		未就学児の国民健康保険税均等割軽減分を補填する繰入金
事務費繰入金	35,065,000	30,138,938	△ 4,926,062	30,948,481	△ 809,543		国民健康保険事業のうち総務関係事務費の繰入金
出産育児一時金繰入金	5,334,000	4,832,000	△ 502,000	2,520,000	2,312,000		出産育児一時金の2/3の額を支援するための繰入金
財政安定化支援事業繰入金	31,140,000	31,133,028	△ 6,972	19,685,167	11,447,861		国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入金
職員給与費等繰入金	116,840,000	113,324,917	△ 3,515,083	121,504,075	△ 8,179,158		職員の人件費の繰入金
産前産後保険税繰入金	34,000	21,617	△ 12,383	0	21,617		産前産後期間(4又は6ヶ月間)の国民健康保険税の減額に関する減額相当額に応じた繰入金 令和5年度は減額対象となった額の総額に3/7を乗じて得た額
国民健康保険基金繰入金	135,285,000	130,000,000	△ 5,285,000	120,000,000	10,000,000	○	
7 款 繰越金	84,480,000	84,478,070	△ 1,930	99,200,398	△ 14,722,328		前年度に発生した剰余金
8 款 諸収入	26,328,000	43,427,982	17,099,982	48,502,702	△ 5,074,720		国民健康保険税の延滞金、第三者行為や不当利得等による保険給付費の返納金などの収入
歳 入 総 額	5,727,454,000	5,389,274,847	△ 338,179,153	5,507,527,499	△ 118,252,652		

報告事項

(歳出)

(単位：円、令和6年5月31日現在)

科 目	令和5年度 予算現額 (d)	令和5年度 決算額 (e)	差引 (d－e)	令和4年度 決算額 (f)	決算額比較 (e－f)	補足 説明	歳 出 の 項 目 説 明
1 款 総務費	152,716,000	143,945,402	8,770,598	152,949,475	△ 9,004,073		
総務管理費	125,052,000	118,811,147	6,240,853	127,195,135	△ 8,383,988		
徴税費	26,269,000	23,930,386	2,338,614	24,898,081	△ 967,695		国民健康保険事業を運営するための事務費、職員の人件費、運営協議会費及び国保連合会事務費に係る負担金
運営協議会費	429,000	264,596	164,404	229,138	35,458		
趣旨普及費	966,000	939,273	26,727	627,121	312,152		
2 款 保険給付費	4,017,685,000	3,663,705,598	353,979,402	3,760,560,997	△ 96,855,399	○	
療養諸費	3,455,786,000	3,148,261,820	307,524,180	3,244,850,160	△ 96,588,340	○	
一般被保険者療養給付費	3,421,986,000	3,122,268,929	299,717,071	3,215,373,130	△ 93,104,201		被保険者が医療を受けたとき及び医師の処方箋により調剤薬局で調剤を受けたときに、3割又は2割の自己負担金を医療機関の窓口で支払った残りの7割又は8割の額の国民健康保険からの保険給付
一般被保険者療養費	26,000,000	19,277,799	6,722,201	22,374,466	△ 3,096,667		柔整療養費、鍼、灸、あんま及びマッサージに係る療養費、補装具に係る療養費などで、申請に基づき支給
審査支払手数料	7,800,000	6,715,092	1,084,908	7,102,564	△ 387,472		
高額療養諸費	547,800,000	504,098,484	43,701,516	506,068,551	△ 1,970,067	○	
一般被保険者高額療養費	547,000,000	503,603,242	43,396,758	505,835,286	△ 2,232,044		医療機関等の窓口で支払った3割又は2割の自己負担額の1箇月の負担額が被保険者の所得に応じて定められる限度額を超えた場合、その超えた部分を高額療養費として申請に基づき支給
一般被保険者高額介護合算療養費	800,000	495,242	304,758	233,265	261,977		1年間の介護サービス費と医療費それぞれの自己負担額を合算した額が限度額を超えた場合に支給
出産育児諸費	8,005,000	7,250,940	754,060	3,781,890	3,469,050		
出産育児一時金	8,000,000	7,248,000	752,000	3,780,000	3,468,000	○	被保険者が分娩をしたときに支給。支払手数料は、分娩費に充てるため出産育児一時金を医療機関に直接支払うときの国保連に支払う手数料
支払手数料	5,000	2,940	2,060	1,890	1,050		
葬祭諸費	5,500,000	3,950,000	1,550,000	4,850,000	△ 900,000		被保険者が死亡し、その死亡した被保険者の葬祭を行った者に支給
移送費	94,000	93,555	445	22,565	70,990		病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的の必要があり、移送された場合に支給
一般被保険者傷病手当金	500,000	50,799	449,201	987,831	△ 937,032	○	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金（歳入は特別調整交付金）
3 款 国民健康保険事業費納付金	1,369,408,000	1,369,179,876	228,124	1,329,602,949	39,576,927		
医療給付費分	933,057,000	932,968,932	88,068	906,076,420	26,892,512		
一般被保険者分	931,861,000	931,814,686	46,314	904,759,916	27,054,770		
退職被保険者分	1,196,000	1,154,246	41,754	1,316,504	△ 162,258		
後期高齢者支金等分	325,423,000	325,329,215	93,785	299,995,891	25,333,324		市町村に割り当てられる県に納付する国民健康保険事業費納付金
一般被保険者分	325,323,000	325,276,215	46,785	299,853,891	25,422,324		
退職被保険者分	100,000	53,000	47,000	142,000	△ 89,000		
介護納付金分	110,928,000	110,881,729	46,271	123,530,638	△ 12,648,909		
一般被保険者分	110,928,000	110,881,729	46,271	123,530,638	△ 12,648,909		
4 款 共同事業拠出金	5,000	176	4,824	104	72		退職者医療制度の対象者を把握するための年金受給者一覧作成に係る国保連への経費
5 款 保健事業費	83,006,000	74,751,822	8,254,178	75,675,797	△ 923,975		
特定健康診査等事業費	46,532,000	43,892,450	2,639,550	43,583,425	309,025	○	被保険者の健康維持増進のための事業、医療給付費の適正化のための事業などを行う経費で、特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック費用助成、レセプト点検などに要する経費
保健事業費	36,474,000	30,859,372	5,614,628	32,092,372	△ 1,233,000		
6 款 基金積立金	83,603,000	83,577,579	25,421	97,085,883	△ 13,508,304	○	前年度に発生した剰余金及び国民健康保険基金に係る利子を基金に積立
7 款 公債費	25,000	0	25,000	0	0		
8 款 諸支出金	11,006,000	4,339,279	6,666,721	7,174,224	△ 2,834,945		過年度分に係る国民健康保険税の還付金や前年度に超過交付を受けた国・県負担金などの返還金
9 款 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0		
歳 出 総 額	5,727,454,000	5,339,499,732	387,954,268	5,423,049,429	△ 83,549,697		
歳 入 歳 出 差 引 額	0	49,775,115		84,478,070	△ 34,702,955		
実質単年度収支 【単年度収支（当該年度の実質収支－前年度の実質収支）＋基金積立金－基金取崩額】		△ 81,125,376		△ 37,636,445	△ 43,488,931		単年度収支から実質的な黒字要素（基金積立金）や赤字要素（基金取崩額）を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標

(参考)

	令和5年度決算額	令和4年度決算額
3月31日現在基金残高	618,298,830	664,721,251
1人当たりの保険税額	99,334	93,867
1人当たりの保険給付費額	388,827	373,002

《令和5年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）（抜粋）》

● 国保加入の状況

区分	年度末		年間平均	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
世帯数（世帯）	6,141	6,395	6,325	6,655
被保険者数（人）	8,995	9,605	9,376	10,037

※ 年間平均は、各月末における世帯・被保険者数の前年度3月から当該年度2月までの合計を12で除した数

- ・団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行すること等により、被保険者数は減少となった。

● 歳入（単位：円）

1 款 国民健康保険税

令和5年度 予算現額 （a）	令和5年度 決算額 （b）	差引 （b－a）	令和4年度 決算額 （c）	決算額比較 （b－c）
948,073,000	952,451,113	4,378,113	990,256,504	△ 37,805,391

- ・1人当たりの保険税額が、前年度に比べ増額したものの、被保険者数の減少により、国民健康保険税の総額は減少となった。

決算徴収率

現年度分：令和5年度 93.99% （令和4年度 94.36%） （前年度比 △0.37）
 滞納繰越分：令和5年度 29.71% （令和4年度 29.78%） （前年度比 △0.07）

（参考）

- ・就学児以上18歳以下の被保険者に係る国民健康保険税均等割額の減額の状況

世帯数	被保険者数	軽減額（円）		
		基礎課税額分	後期高齢者支援金等分	合計
356	577	3,898,700	1,305,600	5,204,300

4 款 県支出金

令和 5 年度 予算現額 (a)	令和 5 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 4 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
4,091,365,000	3,746,305,411	△ 345,059,589	3,847,617,316	△ 101,311,905

普通交付金

令和 5 年度 予算現額 (a)	令和 5 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 4 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
4,003,580,000	3,653,702,411	△ 349,877,589	3,746,881,316	△ 93,178,905

・保険給付費に係る費用に対して交付される交付金

被保険者数の減少等の理由により、保険給付費が大きく減額となったことから、交付金も減額となった。

特別交付金 保険者努力支援制度分

令和 5 年度 予算現額 (a)	令和 5 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 4 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
19,095,000	27,278,000	8,183,000	30,246,000	△ 2,968,000

・医療費適正化等の取組が評価され、獲得した点数に応じて交付される特別交付金

取組評価分は、指標のうち「生活習慣病の発症予防・糖尿病等の重症化予防・特定健診受診率向上の取組の実施状況」「個人インセンティブ・分かりやすい情報提供」「重複・多剤投与者に対する取組の実施状況」等の項目が、それぞれ満点になる等、取組が評価されたが、被保険者数の減少により若干の減額となった。

事業費分は、国保ヘルスアップ事業を対象とするもので、被保険者数に基づく交付上限額の区分が1万人未満の区分に引き下がったことにより減額となった。

取組評価（令和5年度 19,095,000円、令和4年度 19,283,000円）

令和5年度 603点/940点（千葉県内順位）2位/54市町村

令和4年度 603点/960点（千葉県内順位）8位/54市町村

事業費分（令和5年度 8,183,000円、令和4年度 10,963,000円）

6 款 繰入金

令和 5 年度 予算現額 (a)	令和 5 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 4 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
576,441,000	562,192,362	△ 14,248,638	521,460,244	40,732,118

国民健康保険基金繰入金

令和 5 年度 予算現額 (a)	令和 5 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 4 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
135,285,000	130,000,000	△ 5,285,000	120,000,000	10,000,000

・保険税収入が約 500 万円の増額見込みとなったこと等により、基金の取崩額を減額した。

【歳入総額】

令和 5 年度 予算現額 (a)	令和 5 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 4 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
5,727,454,000	5,389,274,847	△338,179,153	5,507,527,499	△118,252,652

令和 4 年度決算額からの主な減額理由

4 款 県支出金のうち、普通交付金が、被保険者数の減少等の理由により保険給付費が大きく減額となったため。

※ 普通交付金

(令和 5 年度決算額)	3,653,702,411 円
(令和 4 年度決算額)	3,746,881,316 円
(決算額比較)	△93,178,905 円

● 歳 出 (単位：円)

2 款 保険給付費

令和 5 年度 予算現額 (d)	令和 5 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 4 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
4, 017, 685, 000	3, 663, 705, 598	353, 979, 402	3, 760, 560, 997	△ 96, 855, 399

療養諸費

令和 5 年度 予算現額 (d)	令和 5 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 4 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
3, 455, 786, 000	3, 148, 261, 820	307, 524, 180	3, 244, 850, 160	△ 96, 588, 340

高額療養諸費

令和 5 年度 予算現額 (d)	令和 5 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 4 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
547, 800, 000	504, 098, 484	43, 701, 516	506, 068, 551	△ 1, 970, 067

・被保険者が医療機関の窓口で支払った自己負担額の残りにあたる、7割または8割を保険者（市）が負担するもの（療養諸費）や、自己負担額限度額を超えた部分を給付するもの（高額療養諸費）。

1人当たりの保険給付費額は増加したものの、被保険者数の減少等により、療養諸費及び高額療養諸費ともに大きく減額となった。

出産育児一時金

令和 5 年度 予算現額 (d)	令和 5 年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和 4 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
8, 000, 000	7, 248, 000	752, 000	3, 780, 000	3, 468, 000

・被保険者が出産した場合に一時金を給付するもの。

令和 5 年 3 月まで：4 2 万円

令和 5 年 4 月から：5 0 万円

令和 5 年度 1 5 件

令和 4 年度 9 件

一般被保険者傷病手当金

令和5年度 予算現額 (d)	令和5年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和4年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
500,000	50,799	449,201	987,831	△ 937,032

・新型コロナウイルス感染症に感染する等したことから、労務に服することができなくなり、その間の給与収入がなかった場合に支給する。

令和5年5月8日に当該感染症が5類に移行したことに伴う適用期間(令和2年1月1日～令和5年5月7日)の終了により申請者数が減少した。

令和5年度 3件 50,799円 (令和4年度 22件 987,831円)

5款 保健事業費

令和5年度 予算現額 (d)	令和5年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和4年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
83,006,000	74,751,822	8,254,178	75,675,797	△ 923,975

特定健康診査等事業費

令和5年度 予算現額 (d)	令和5年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和4年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
46,532,000	43,892,450	2,639,550	43,583,425	309,025

・AIを活用して対象者の特性に応じた5種類の健診受診勧奨ハガキを送付する等、健診受診勧奨を実施したが、受診率は令和4年度よりも下回る見込みとなった。

特定健康診査 受診率: 令和5年度 45.4% (令和4年度 46.2%) (前年度比 -0.8)

特定保健指導 実施率: 令和5年度 65.0% (令和4年度 64.9%) (前年度比 +0.1)

※令和5年度は令和6年6月時点の暫定値

6款 基金積立金

令和5年度 予算現額 (d)	令和5年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和4年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
83,603,000	83,577,579	25,421	97,085,883	△ 13,508,304

・前年度剰余金に国民健康保険基金に係る利子を加算し、県支出金返還金を差し引いた額を、基金に積み立てるもの。

(前年度剰余金) + (利子) - (県支出金返還金) = (基金積立金)

84,478,070円 + 5,509円 - 906,000円 = 83,577,579円

(参考)

・基金残高 令和5年度末 618,298,830円

令和4年度末 664,721,251円

【歳出総額】

令和5年度 予算現額 (d)	令和5年度 決算額 (e)	差引 (d - e)	令和4年度 決算額 (f)	決算額比較 (e - f)
5,727,454,000	5,339,499,732	387,954,268	5,423,049,429	△ 83,549,697

令和4年度決算額からの主な減額理由

2 款 保険給付費のうち、療養諸費が、被保険者数の減少等により大きく減額となったため。

※ 療養諸費

(令和5年度決算額) 3,148,261,820 円

(令和4年度決算額) 3,244,850,160 円

(決算額比較) △ 96,588,340 円

● 歳入歳出差引額 (単位：円)

歳入決算額	5,389,274,847
歳出決算額	5,339,499,732
歳入歳出差引額	49,775,115

	令和5年度	令和4年度
実質単年度収支	△ 81,125,376	△ 37,636,445
1人当たりの保険税額	99,334	93,867
1人当たりの保険給付費額	388,827	373,002

※ 1人当たりの保険税額が増額になった理由

令和5年度税率改定による。

※ 1人当たりの保険給付費額が増額になった理由

被保険者の1人当たり診療費及び受診件数が増加したこと等による。

1人当たりの診療費 令和5年度 455,169 円 (令和4年度 438,826 円)

1人当たりの受診件数 令和5年度 18.72 件 (令和4年度 18.50 件)

報告事項

2 国民健康保険被保険者証の廃止に伴う 被保険者証の返還に関する手続について

報告事項 国民健康保険被保険者証の廃止に伴う被保険者証の返還に関する手続について

1 背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日に施行されることに伴い、国民健康保険被保険者証が廃止となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されることから、国民健康保険法（以下、「法」という。）の規定が改正されるなか、同法に規定されていた市町村への被保険者証の返還に係る規定が改正されました。

つきましては、被保険者証の返還に関する手続について規定する富津市国民健康保険条例（以下、「条例」という。）の見直しを行う必要があります。

2 見直し内容

現行の条例第16条では、資格の取得・喪失などの手続において虚偽の届出をした場合や被保険者証の返還について応じない場合における罰則が定められております。

被保険者証の返還については、市町村が保険料を滞納している世帯主に対して、被保険者証の返還を求めることができる旨の規定をしておりましたが、法の改正により、12月2日以降は、市町村が世帯主に対して被保険者証の返還を求める旨の規定は削られております（法第9条第3項及び第4項）。

被保険者証が廃止となり、その代わりとなる「資格確認書」については、返還しなければならない旨の規定がないことから、下記条例第16条中「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」の規定を削除する方針です。

富津市国民健康保険条例

第16条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。

国民健康保険法

第9条

- 3 市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。
- 4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 施行日等

令和6年12月2日から施行。

ただし、今年度の被保険者証の更新においては、被保険者証の有効期限を令和7年7月31日までとしていることから、施行日前における被保険者証の返還に応じない行為に対する罰則については、従前の例によることとする旨を規定する予定。

4 今後の予定

令和6年7月 富津市国民健康保険事業運営協議会 報告

令和6年8月 富津市議会9月定例会上程

令和6年12月2日 施行